

クロスアポイントメント制度に関する規程

平成28年4月1日
28（規程）第60号

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）における研究成果の最大化に資するため、主に研究業務に従事する職員が、国立大学法人、国立研究開発法人その他の機関（以下「他機関」という。）の職員としての身分を有し、又は他機関の職員が機構の職員としての身分を有し、機構及び他機関の業務を併せて行うこと（兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。）について、その取扱い等を定めることを目的とする。

（クロスアポイントメント適用職員）

第2条 機構は、協定書に基づき、他機関の職員を定年制職員就業規程（28（規程）第6号）又は任期制常勤職員就業規程（28（規程）第7号。以下「就業規程」という。）の適用を受ける職員として雇用し、クロスアポイントメント適用職員と認定する。

2 機構は、協定書に基づき、就業規程の適用を受ける職員をクロスアポイントメント適用職員と認定し、他機関に在籍出向させる。

（制度適用期間中の労働時間、給与等の取扱い）

第3条 クロスアポイントメント適用職員の所定労働時間は、就業規程等の関係規定にかかわらず、協定書により決定することができる。

2 クロスアポイントメント適用職員の給与については、就業規程等の関係規定にかかわらず、エフォートに応じた混合給与支給に関して協定書により決定することができる。

3 前項までの規定に定めるもののほか、クロスアポイントメント適用職員については、就業規程等の定めにかかわらず、協定書に基づき、就業の特例を定めることができる。

（職務）

第4条 クロスアポイントメント適用職員には、原則として研究部等における研究及び管理運営等に関し、役職・職責に応じて他の常勤職員と同等の権限を有するとともに、同等の業務が課されるものとする。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。